

## 介護保険サービス 訪問介護

[介護給付利用一割負担金額] (要介護1～5の方)

### 1. 利用料(通常時間帯午前8時～午後6時)

サービス内容	20分以上	30分以上	1時間以上	以降30分ごと
	30分未満	1時間未満		
身体介護	249円	395円	577円	83円
生活援助加算 66円				
* 引き続き生活援助を行った場合の加算(20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度)				
サービス内容	20分以上	45分以上		
	45分未満			
生活援助	182円	224円		

◇上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

◇通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

早朝(午前 6時～午前 8時) 25%

夜間(午後 6時～午後10時) 25%

深夜(午後10時～午前 6時) 50%

◇ 特定事業所加算 (要介護1～5)

当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)該当事業所であり、所定単位数(月額)の10%が加算されます。

◇ 介護職員処遇改善加算 (要介護1～5)

当事業所は介護職員処遇改善加算(Ⅰ)該当事業所であり、訪問介護費の算定した単位数の13.7%が加算されます。

◇ 介護職員等特定処遇改善加算 (要介護1～5)

当事業所は介護職員処遇改善加算(Ⅰ)該当事業所であり、訪問介護費の算定した単位数の6.3%が加算されます。

- ◇初回加算（新規） ⇒ 200円／月の介護保険適用の利用者負担額を頂きます。
- ◇緊急時訪問介護加算 ⇒ 100円／回の介護保険適用の利用者負担額を頂きます。
- ◇生活機能向上連携加算（3月の間1月につき） ⇒ 100円／回の介護保険適用の利用者負担額を頂きます。
- ◇2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合には、お客様の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。（例えば体重の重い方に対し入浴介助等を行う場合等。）
- ◇訪問介護サービスの利用について、公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。（公的介護保険対象外のサービスを希望される場合は、別途消費税をいただきます。）
- ◇公的介護保険が適用されるお客様が、まだ要介護認定を受けていない場合にはサービス利用料の全額をいったんお支払いいただいた上で、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く額が介護保険から支払われます。